

## 9 ごみの処理について

ごみの処理については、原則、お持ち帰りいただいておりますが、広島市事業ごみ指定袋(可燃ごみ用・プラスチックごみ用・不燃ごみ用)(広島市内のコンビニエンスストア等で販売)を持ってこられた場合は、当施設で処分することもできます。その場合、以下の方法で分別し、活動場所近くの「ごみ集積用の金かご」の中に入れてください。

### 【金かごの設置場所】

- ◆ 各炊飯場
- ◆ 研修棟ピロティ内 (P32 参照) ← ダンボール置場と隣接
- ◆ 宿泊棟自動販売機横

※令和2年4月から広島市ごみ収集に係る分別方法が変更になっています。

可燃ごみ	・紙 ・木くず ・生ごみ ・生ごみが付着しているビニール袋	・広島市事業ごみ指定袋(可燃ごみ用)に入れてください。 ・生ごみは水気をよく切ってから、新聞紙に包むか小袋に入れた後、指定袋に入れてください。 ・生ごみが入った指定袋は、金かごの中央付近に置いてください。(カラスなどの鳥獣による散乱防止)
プラスチックごみ	・ビニール ・プラスチック ・ペットボトルのふた ・トレー等	・広島市事業ごみ指定袋(プラスチックごみ用)に入れてください。 ・食品が入っていたビニールやプラスチック容器、弁当がらで生ごみやにおいが残っているものは、燃えるゴミとして処理してください。
不燃ごみ	・プラスチックごみ以外のもの	・広島市事業ごみ指定袋(不燃ごみ用)に入れてください。
ペットボトル		・つぶして、利用団体が持込みの「透明のビニール袋」に入れてください。 ・ふたとラベルは「プラスチックごみ」として処理してください。
ビン・缶		・中を洗い、利用団体が持込みの「透明のビニール袋」に入れてください。
ダンボール		・折りたたんで、研修棟ピロティ内の金かご横(P32参照)に積み重ねてください。
発泡スチロール 有害ごみ・大型ごみ		※必ずお持ち帰りください。
弁当がら		・分別処理してください。 ・容器に残飯が付着している場合は、燃えるごみとして処理してください。 ・弁当が入っていたダンボールは上記のダンボール処理と同様です。
紙パックジュース		・紙パックは、たたんで可燃ごみとして処理してください。
生理用品等		・トイレ個室内の三角コーナーへ直接入れてください。その際、小さく折りたたんで入れてください。いっぱいになった場合は、紙袋又はビニール袋にまとめて、トイレ奥に置いておいてください。清掃員が廃棄します。